

外郭団体の見直し状況について

1 経 緯

社会経済情勢が大きく変化する中で、地方分権の本格的な進展や県民ニーズの多様化・高度化などから、行政の担う分野の見直しが求められています。

本県の外郭団体についても、実施事業分野への民間企業の参入の増加、経営状況の悪化、組織の硬直化などの諸問題に直面し、改めてそのあり方が厳しく問われています。

このため、外郭団体及び関係者の理解と協力の下、「外郭団体の経営点検等取組み指針（平成 14 年 7 月構造改革推進本部決定）」に沿って、特に本県と密接な関連をもつ 42 団体（注）について、その設立目的の適否、民間企業との競合の状況、経営上解決すべき課題等を点検、評価することにより、外郭団体の進むべき方向性を明らかにし、抜本的な見直しに取り組むこととしました。

注）平成 14 年 4 月 1 日現在、県が 25%以上出資（出捐）し、又は債務保証契約を締結している団体（見直し着手時は 42 団体であったが、現在は 38 団体となっている。）

2 評価結果及び見直しの方向性等について

平成 13 年度決算を基に対象団体の経営状況について点検評価した結果、殆どの団体が行政の補完・代替などの機能を有し、団体の設立趣旨に沿った機動的かつ弾力的な事業運営が行なわれております。

しかし、一部の団体においては、民間との競合関係が生じているもの、収支構造が恒常的なマイナスとなっているもの、将来的に事業量の減少が予想されるものなど問題解決に向けて今後の取組が求められる団体も見受けられます。

また、現在、健全性が確保されている団体においても現下の厳しい行財政状況を踏まえ、更なる経営改善に努める必要があります。

3 今後の取組について（改）

各団体においては、評価結果、見直しの方向性を踏まえ、「問題解決プラン」を平成 15 年度から 17 年度までの集中見直し期間内に策定し、速やかに実行に移すこととします。

現時点のプラン策定団体は 10 団体（策定済み並びに策定中で見直しの方向性に沿った取組が進んでいるもの含む）ですが、17 年度中には、廃止団体等を除き全ての団体で問題解決への取組が行われることとなります。

また、平成 16 年 6 月、新たに「外郭団体見直し等の基本方針」を策定し、外郭団体見直し等に係る基本的な考え方を明らかにするとともに、「公益法人制度改革」等の重要な課題への対応を行うこととしております。

～ 外郭団体点検評価に際しての視点 ～

団体の業務内容、決算状況等は積極的に開示する。

設立目的を達成した団体や今日的な必要性に照らし存在意義が稀薄な団体は廃止する。

民間活力を活用できる団体は、民営化を含め、経営の在り方の具体的検討を行う。

事業分野が類似・共通している団体については、経営効率化の観点から統合する。

県の関与の必要性が稀薄となった団体は、関与の在り方を見直す。

存続団体についても、団体を取巻く経営環境の変化等を踏まえ、組織体制、運営方法等を見直す。

見直しの方向性一覧表（４２団体類型別（平成１５年１０月公表時ベース））

- ・ 廃止・統合、存廃の検討（将来的に廃止・統合を検討する団体）４
 - （財）徳島勤労総合福祉センター（鳴門ハイツ）（16.3 廃止・財団解散）
 - （社）徳島県畜産振興公社（15.4 解散）
 - （財）徳島県土木技術協会、（財）徳島県下水道技術センター
- ・ 経営方針再構築（経営方針の再検討を行う団体）１４
 - （財）徳島県青少年協会、（財）徳島県文化振興財団、
 - （財）徳島県鳴門競艇収益金町村振興基金、（財）徳島県環境整備公社（プラン策定済）
 - （株）徳島県健康科学総合センター、徳島工芸村（株）（財）徳島県観光協会
 - （社）徳島県林業公社、徳島県土地開発公社（プラン策定済）阿佐海岸鉄道（株）
 - 徳島県住宅供給公社、（財）徳島県企業公社
 - （財）徳島県埋蔵文化財センター、（財）徳島県スポーツ振興財団
- ・ 管理部門の統合（総務事務の共同化等を行う団体）２
 - （財）徳島県農業開発公社（17.4～農業会議との事務共同化済）
 - （財）徳島県林業労働力確保支援センター（県森連との事務共同化済）
- ・ 事業内容、規模等の見直し（事業量の減が予定される団体）１
 - （財）徳島県同和対策推進会
- ・ 県の関与の縮小・廃止（公的関与の必要性が薄れつつある団体）７
 - （福）徳島県社会福祉事業団（プラン策定済）（財）徳島県国民年金福祉協会（関与廃止）
 - （財）徳島県生活衛生営業指導センター（17年度末出資 25%未満予定）
 - （財）徳島県勤労者福祉ネットワーク（16.3.出資 25%未満）
 - （社）徳島県食鶏価格安定基金協会、（社）とくしま森とみどりの会
 - 徳島空港ビル（株）
- ・ 積極的な運営改善（事務管理改善等を行う団体）１３
 - （財）とくしま地域政策研究所、（財）徳島県国際交流協会（プラン策定済）
 - （財）徳島県福祉基金、（財）徳島県腎臓バンク、（財）徳島県総合健診センター
 - （財）とくしまナマライゼーション促進協会、（財）とくしま“あい”ランド推進協議会（プラン策定済）
 - （財）とくしま産業振興機構、（財）徳島コンベンションビューロー
 - （株）コート・ベール徳島、（財）徳島県水産振興公害対策基金
 - 徳島ハイウェイサービス（株）（財）徳島県暴力追放県民センター
- ・ その他 １
 - 徳島県漁業信用基金協会（指導監督権限の殆どは国に属するため除外）

下線団体は、前回委員会（H17.2）において、見直しの方向性に沿った取組を進めている団体、又は「問題解決プラン」を平成１７年９月までに策定予定と明記した団体を示す。
 今回、下線１６団体のうち、廃止等を除く太字１０団体でその見直し状況及びその「問題解決プラン」の概要を提示。

3	団体名	(財)徳島県国際交流協会	見直しの方向性	積極的な運営改善
見直しへの取組状況	1 これまでの取組 平成16年3月30日 16年度～18年度を計画期間とした「<u>中期経営計画(問題解決プラン)</u>」を策定・実施 平成16年4月～ 「中期経営計画」に基づく運営改善に着手 ○収益事業として、旅券申請に係る印紙・証紙や切手等の販売を開始 ○基本財産の運用変更(預金→国債)5月 ○その他、自主事業の見直しと一般管理費等の縮減により、新規貸付を受けなくても収支が均衡する見込み 2 平成17年度以降の予定 <u>引き続き、「中期経営計画」に基づき実施</u> (1)借入金8,750万円について、償還開始予定(年450万円) (2)自主事業を充実させるため、使用目的を明確にした寄附金制度の創設等に取り組む予定 (3)公益法人制度改革への対応			

注1) 団体名称の は「問題解決プラン」策定済み団体を示す

注2) 〓 下線は、「問題解決プラン」に係る部分および新たな主な取り組み内容

6	団体名	(財)徳島県環境整備公社	見直しの方向性	経営方針再構築
見直しへの取組状況	1 平成16年度取組 (1) 沖洲処分場関連 埋立終了(H17.3.31)を間近に控え、効率的埋立工法実施に必要な資金の確保 10月～ 廃棄物受入料金の改定 ・一般廃棄物：16,000 円/ト → 22,000 円/ト ・産業廃棄物：10 %値上げ(橘処分場も同額に改定) (2) 橘処分場関連 沖洲処分場埋立終了後において橘処分場での受入地域拡大に向けた取り組み 3月末日：阿南市議会全員協議会で受入地域拡大に理解を得る ・産業廃棄物は県下全域から、一般廃棄物は新たに徳島市から受入 (3) 徳島東部臨海処分場関連 建設コスト削減に向けた取り組み 4月～8月 コスト縮減を図った余水処理施設等整備に係る技術提案条件書作成 9月～1月 外部有識者等で構成する技術審査会開催 1月～2月 余水処理施設等実施設計及び施工請負の入札、実施設計着手 ・予定価格 1,083,879 千円 ・落札価格 824,250 千円 (4) 公社運営関連 6月理事会 平成15年度に設置した「橘処分場経営改善検討委員会」の検討状況報告 8月理事会 理事現員14名から17名に増員 3月理事会 平成16年3月に策定した「中期経営計画」の進捗状況と今後の課題検討 2 検討項目 基本財産の増資について(徳島東部臨海処分場の設置及び管理運営に向けて) 橘処分場受入地域拡大について(処分場の有効活用を図る) 橘処分場における廃棄物受入料金の見直しについて(経営安定化に向けて) 徳島東部臨海処分場余水処理施設等の計画的整備推進とコスト縮減について 「中期経営計画」の進捗管理と中長期収支見通しの策定(経営健全化に向けて) 3 平成17年度以降の予定 <u>「中期経営計画」着実な実施</u> <u>基本財産の増資(平成17年度) 15,000 千円 → 24,000 千円</u> 平成15年度に設置した「橘処分場経営改善検討委員会」での検討を踏まえ、<u>橘処分場の有効活用と料金改定等による経営安定化の推進(H17.4.1実施済)</u> 徳島東部臨海処分場管理運営計画におけるコストダウン推進 橘処分場受入地域拡大等状況変化に伴う「中期経営計画」の見直し 新たな取り組みとして 公益法人制度改革への対応(改正公益法人会計基準に対応した会計書類の作成) 県環境局に「<u>環境整備公社公益事業推進ワーキング・グループ</u>」を設置し、<u>公益事業拡大検討</u>			

8	団体名	(福) 徳島県社会福祉事業団	見直しの方向性	県の関与の縮小
見直しへの取組状況	1 平成16年度取組 ・受託県立施設のあり方の検討 ・「指定管理者制度」導入への対応策(コスト削減、組織の見直し、施設の利用促進策)の検討 ・職員の意識改革(研修会、施設長会議等の開催) ・問題解決プランの策定に着手 - 歳出の削減(職員の新陳代謝、各種手当等人件費の削減、調理業務の委託化等事業費の削減・その他事務費の削減) - 歳入の増加(ガイドヘルパー養成事業、グループホームの経営など自主事業の新たな展開) 2 平成17年度以降の予定 (1) 老朽化施設への対応 (2) 組織体制の見直し ～ の要素を盛り込んだ「問題解決プラン」の策定・実施(平成17年6月) (3) <u>問題解決プランの概要</u> ・運営費補助金の廃止 ・障害関係3施設の移譲、直営化 ・運営コストの削減 ・円滑な施設改革の推進 ・法人機能の強化 ・労働条件の見直し ・収入財源の確保			

1 2	団体名	(財) 徳島県生活衛生営業指導センター	見直しの方向性	県の関与の縮小
見直しへの取組状況	○見直しの方向性への取組結果 外郭団体の見直しの方向性に沿った取組が行われた結果、県出資比率は25%未満となる見込みであり、より民間主導の財団法人へと転換を図ることとなるため、外郭団体見直し対象から除外する。 1 これまでの取組 県の関与の縮小を図るため、生活衛生同業組合に対し追加出資を募り、平成16年度の理事会において追加出資の同意を得た。 2 検討項目 (1) 財務面での充実強化 (2) 簡素で効率的な組織化 3 平成17年度以降の予定 (1) 収益事業がないため、補助事業内容を見直し、経費節減及び有効活用を行うなど、運営の充実強化に努める。 (2) <u>平成17年6月理事会において、生活衛生同業組合の追加出資により、年度末までに県の出資比率が25%未満とする事を決定。県の関与の縮小が図られる。</u> (3) 公益法人制度改革への対応			

15	団体名	(財) とくしま“あい”ランド推進協議会	見直しの方向性	積極的な運営改善
見直しへの取組状況		1 これまでの取組 (1) 徳島健康福祉祭開催事業において、「豊かな長寿社会を考える県民のつどい」と協賛イベントの「高齢者ヘルスアップ」講演会を一本化。 (2) 機関誌「“あい”ランド」を情報誌「いのち輝く」に統合し、一本化。 (3) シルバー大学院を開設。 (4) シルバー大学校公開講座を廃止。 (5) 機関誌「“あい”ランド」担当の非常勤職員を1名削減、新設の大学院担当に非常勤職員1名を配置。 <u>「運営改善プラン」の策定・実施(平成17年3月)</u> 2 検討項目 (1) 高齢社会の益々の進展を踏まえ、県民ニーズに合った事業展開について (2) 財政改革基本方針に基づく歳入確保策について (3) 事業のスクラップアンドビルド等を通じた、財政面、組織体制の効率化策について 3 平成17年度以降の予定 <u>「とくしま“あい”ランド推進協議会運営改善プラン」の着実な実施</u> (1) 平成17年度当初予算編成に際しての既存事業の見直し。 3つの運営委員会(健康づくり・地域活動・長寿社会啓発)及び高齢者総合相談センター運営委員会を統合し、一本化。 全国健康福祉祭の選手団ユニフォームの一部自己負担化。 シルバー大学校特別講座の廃止、シルバー大学校ITコースの拡充等講座内容の見直し、シルバー大学校への授業料制導入。 (2) 引き続き事業実施に当たっての経費節減、並びに組織体制の簡素化を検討。 (3) 公益法人制度改革への対応。		

19	団体名	(財)徳島県観光協会	見直しの方向性	経営方針再構築
見直しの取組状況	1 これまでの取組 H16 6月 関係者による財団法人徳島県観光協会のあり方検討委員会を設置 6月～ 随時、検討委員会を開催(3月まで) 12月～1月 指定管理者制度の導入を契機とした組織体制の確立への取組 3月 <u>勸奨退職の実施</u> 退職制度の見直しの実施 2 検討項目 (1) 新たな行財政改革プランに対応した観光協会の経営方針の再構築に向けた検討 (2) 「指定管理者制度」への移行を踏まえた観光協会の今後の事業展開方針の検討 (3) 観光協会の将来的なあり方に関する基本方針の策定 (4) 観光協会の債務の処理案について 3 平成17年度の取組(一部予定) (1) <u>有識者による観光協会の今後のあり方等の検討(観光協会改革推進委員会を設置)</u> (2) <u>観光協会改革推進委員会から報告書提出(平成17年6月)</u> (3) <u>観光協会が債務処理を求めて特定調停の申し立て(平成17年7月)</u> (4) 観光協会の債務の処理 (5) <u>「問題解決プラン」の策定・実施(平成17年10月)</u> (6) 経営健全化計画策定(組織体制の見直し、財務基盤の確立) (7) <u>公益法人制度改革への対応の検討</u> 4 平成18年度以降の予定 (1) 経営健全化計画の実施			

2 2	団体名	(財)徳島県農業開発公社	見直しの方向性	管理部門の統合
見 直 し へ の 取 組 状 況	1 これまでの取組 農業開発公社の経営改善への具体的な方策についての検討・準備 2 検討項目 ・徳島県農業会議との事務局の共同化による運営の効率化・合理化 ・農業を取り巻く環境変化に対応するため、将来的には、類似他団体との統合を検討 3 平成17年度以降の予定 <u>「徳島県農業開発公社経営改善計画(案)」の策定中、一部実施</u> ・<u>徳島県農業会議との事務局の共同化(平成17年4月)</u> ・管理部門の統合による人件費削減 ・公益法人制度改革への対応。			

2 9	団体名	(財)徳島県林業労働力確保支援センター	見直しの方向	管理部門の統合
見 直 し へ の 取 組 状 況	1 これまでの取組 管理部門については、徳島県森林組合連合会へ事務を委託し運営効率を高めている。 また、基本財産の運用方法については、国債、農林債権により効率的な運用に努めている。 2 検討事項 (1) 基本財産の運用方法の検討 (2) 他の林業団体との統合について 3 平成17年度以降の予定 <u>「徳島県林業労働力確保支援センター経営改善計画(案)」を策定中</u> (1) 統合の必要性について検討 管理部門の運営の効率化を図るために徳島県森林組合連合会との事務を共同化済み、今後も、林業他団体との統合の必要性について引き続き検討を行う。 (2) 新規事業の開拓について 当センターの設置目的である「林業労働力の育成確保」を効果的に実施するために、自主財源による新規事業を積極的に展開する。 平成17年度は、ハチ毒に係る労働安全対策を新規事業として実施。 (3) 公益法人制度改革への対応 「林業労働力確保の促進に関する法律」に基づいて、各都道府県に1個に限りその指定が認可された唯一の公益法人として、自主財源による自立的な運営を確保し、設立の創意に基づく事業活動を継続する。			

30	団体名	徳島県土地開発公社	注1)	見直しの方向性	経営方針再構築
見 直 し へ の 取 組 状 況	1 平成16年度の取組 (1) ワーキンググループによる経営改善に向けた検討会の実施 県及び公社の職員で構成する「徳島県土地開発公社の今後のあり方等に関する検討班会議」の検討会を4月から毎月1回開催し、経営改善計画の策定作業に着手。 (2) 「<u>徳島県土地開発公社経営改善計画(問題解決プラン)</u>」を策定(<u>16年12月</u>) 今後5年間の「事業計画」「人員計画」「財務計画」等を定めた。 (計画概要) ・公社経営改善計画の概要 - 計画期間(平成16年度～20年度) - 内 容 公社の存在意義と事業計画等 (3) 経営改善計画の実行へ着手 ・経営改善計画の職員への周知徹底 ・プロパー職員の退職者1名の不補充 ・早期勧奨退職制度の創設 ・経営状況を明らかにするため、事業内容、予算・決算状況等の情報公開 2 平成17年度以降の予定 (1) <u>経営改善計画の実行の本格化</u> 「事業計画」: 公有地取得事業及びあっせん等事業における長期的・安定的な事業量の確保と円滑な執行など ・一般国道192号南環状道路事業の受託継続(平成19年度まで) ・高速自動車国道事業の受託継続(平成20年度まで) 「人員計画」: プロパー職員の退職者不補充継続 職員の意識改革の徹底及び職員の資質向上など ・プロパー職員 5ヶ年で4人減 「財務計画」: 設定目標に向けた経費の更なる削減など ・人件費(プロパー職員) 5ヶ年で30%削減 ・需用費 5ヶ年で30%削減 (2) 前年度の経営改善計画の実績評価 進行状況の評価				

37	団体名	(財)徳島県スポーツ振興財団	見直しの方向性	経営方針再構築
見直しへの取組状況	1 これまでの取組 H15 1月 スポーツ振興財団情報公開要綱を施行 H17 3月 <u>希望退職者を募り、定年退職者を含む11人の退職による職員組織体制のスリム化</u> H17 4月 <u>スポーツ振興財団運営改善計画の検討</u> 2 検討項目 (1) 県の指定管理者制度導入に対応した見直し (2) 事業計画・組織体制の見直し。人件費の抑制。その他。 3 平成17年度以降の予定 <u>「指定管理者制度」への移行を踏まえた事業計画書(策定中)と整合した「スポーツ振興財団運営改善計画」の策定(平成17年9月以降)・実行</u> (1) 事業計画の見直し ・指定管理者制度の導入に対応した一層の経費削減と利用者サービスの向上 ・スポーツの普及振興に関する事業の県民の評価に耐えうる事業計画の再構築 (2) 組織体制の見直し ・臨時補助員による退職者補充を原則とした経費削減 (3) 財務に関する見直し ・給与体系見直しによる人件費の抑制 (4) 公益法人制度改革への対応			

38	団体名	(財)徳島県暴力追放県民センター	見直しの方向性	積極的な運営改善
見直しの取組状況	1 平成16年度の取組 (1) 不当要求防止責任者講習(開催回数16回、対象者約680名)及び暴排セミナー(開催回数11回、約2180名を対象)を実施し、センター事業に関する広報啓発活動を行うとともに、新規賛助会員等の募集を行った。 (2) センター広報紙である「センターだより・暴排とくしま」を県民に親しまれやすいカラー版に一新するとともにホームページを開設し、センター事業に関する広報啓発活動を行うとともに、新規賛助会員等の募集を行った。 (3) 「賛助会員之章」「暴力団排除宣言事業所」「暴力団排除宣言の店」の3種の真鍮性プレートを作成し、新規賛助会員の募集広報を実施するとともに、現会員には会員之章を配布し暴排意識の高揚に努めた。 2 検討項目 (1) 賛助会員の確保 地方経済の低迷から賛助会員の募集は困難を極めているが、センター事業の理解を訴え、現会員の脱退を最小限に押さえるとともに新規賛助会員の募集に努める。 (2) 基本財産の運用方法 基本財産は、センターの財政基盤であることから、その運用管理については厳格な手続きを課しており、元本が確実に保証される運用で運用益の増収に努める。 3 平成17年度以降の予定 <u>(財)徳島県暴力追放県民センター経営改善計画の策定・実施(平成17年9月)</u> (1) 広報啓発活動の積極的推進 暴力追放県民大会、不当要求防止責任者講習、暴排セミナーの各種暴排活動やホームページ及び広報資料の充実により、センター事業に関する広報啓発活動を行う。 (2) 賛助会員の確保・寄附金の獲得 センター事業への理解と協力を訴え、現会員の脱退防止及び新規会員の募集並びに寄附金の獲得に努める。 (3) 相談活動の積極的推進 センター、警察、徳島弁護士会民事介入暴力被害者救済センター所属の弁護士との連携を強化して、無料法律相談日及び相談集中日の開設により相談活動の積極的推進に努める。 (4) 公益法人制度改革への対応 現在、特定公益増進法人として、事業を行っており、今後も公益性の判断要件を踏まえた一定の基準に適合するよう努める。			